

申請期限が過ぎたことにより給付を受けられなかった方へ

雇用保険の給付金は、2年の時効の期間内であれば、支給申請が可能です

雇用保険の迅速な給付のため、申請期限に申請を行っていただくことが原則ですが、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2年間）について申請が可能です。ただし、未支給給付を除く求職者給付、教育訓練支援給付金及び教育訓練休暇給付金については、定められた期限までに必要な手続きを行わなければ支給されません。

各給付の支給申請期限と時効の考え方について

各給付金の支給申請期限と時効の起算点と終点の考え方については、以下のとおりです。

※ 以前に各給付金の支給申請を行ったにもかかわらず、申請期限が過ぎたことで支給されなかった方についても、**再度申請をしていただき、その申請日が各給付の時効の完成前で、各給付金の要件を満たしていれば、給付金は支給されます。**

給付名称	基準日	雇用保険法施行規則に規定する 申請期限	時効の起算点と終点
未支給失業等給付 未支給育児休業等給付	当該受給資格者などが死亡した日の 翌日	基準日から起算して6カ月以内	基準日から起算して2年を経過する日
就業手当（※）	—	ハローワークが定める就業した日 の失業の認定を行う日	就業した日の翌日から起算して 2年を経過する日
就業促進定着手当	再就職手当の支給に係る就職日から 起算して6カ月を超えて雇用された 日の翌日	基準日から起算して2カ月以内	基準日から起算して2年を経過する日
再就職手当	1年以上引き続き雇用されることが 確実と認められる職業に就いた日の 翌日	基準日から起算して1カ月以内	
常用就職支度手当	1年以上引き続き雇用されることが 確実と認められる職業に就いた日の 翌日		
移転費	移転の日の翌日		
短期訓練受講費	受講修了日の翌日		
広域求職活動費	広域求職活動を終了した日の翌日	基準日から起算して10日以内	
求職活動関係役務 利用費	—	ハローワークが定める保育等サー ビスを利用した日の失業の認定を 行う日 （一部の方は、保育等サービスを 利用した日の翌日から起算して 4カ月以内）	保育等サービスを利用した日の 翌日から起算して2年を経過する日
高年齢雇用継続 基本給付金	—	支給対象月の初日から起算して 4カ月以内	支給対象月の末日の翌日から起算して 2年を経過する日
高年齢再就職給付金	—		

※ 就業手当は、令和7年4月1日に廃止となりました。ただし、令和7年3月31日までに支給要件を満たしている場合は支給対象となります。

（次ページに続きます）



各給付の支給申請期限と時効の考え方について（前ページの続き）

給付名称	基準日	雇用保険法施行規則に規定する 申請期限	時効の起算点と終点
一般教育訓練 に係る教育訓練給付金	訓練修了日の翌日	基準日から起算して1カ月以内	基準日から起算して2年を 経過する日
特定一般教育訓練 に係る教育訓練給付金	訓練修了日の翌日		
	(追加給付：資格取得・就職等の場合) 資格取得日に一般被保険者等として 雇用されていない場合： 資格取得後に一般被保険者等として 雇用された日の翌日		
	資格取得日に一般被保険者等として 雇用されている場合： 資格取得日の翌日		
専門実践教育訓練 に係る教育訓練給付金	ハローワークが通知する支給単位期間の末日 の翌日	基準日から起算して6カ月以内	基準日から起算して2年を 経過する日
	(追加給付①：資格取得・就職等の場合) 特定一般教育訓練に係る 教育訓練給付金における追加給付と同じ。		
	(追加給付②：訓練前後で賃金上昇の場合) 資格取得日に一般被保険者等として 雇用されていない場合： 資格取得後に一般被保険者等として雇用され た日の翌日から起算して6カ月を経過した日 資格取得日に一般被保険者等として 雇用されている場合： 資格取得日の翌日から起算して6カ月を経過 した日		
介護休業給付金	休業を終了した日の翌日		
出生時育児休業給付金	子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生 した場合にあっては、当該出産予定日）から 起算して8週間を経過する日（*）の翌日	基準日から起算して2カ月を 経過する日の属する月の末日	基準日から起算して2年を 経過する日
育児休業給付金	—	支給単位期間の初日（第2回目 以後の支給申請手続の場合は、 ハローワークの通知する支給単 位期間の初日）から起算して 4カ月を経過する日の属する月 の末日	支給単位期間の末日の翌日から 起算して2年を経過する日
出生後休業支援給付金 （事業主経由）	出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の 支給申請手続終了後に手続きを行うとき： 支給を受けることができるに至った日の翌日	基準日から起算して10日以内	基準日から起算して2年を 経過する日
	出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給申請手続と併せて行うとき： 併せて行う出生時育児休業給付金又は育児休業給付金に係る申請期限及び時効の起算点と終点と同じ。		
出生後休業支援給付金 （事業主経由以外）	—	出生後休業を開始した日から 起算して4カ月を経過する日の 属する月の末日	出生時育児休業給付金又は育児 休業給付金の支給申請手続を終 了した日の翌日から起算して 2年を経過する日
育児時短就業給付金	—	支給対象月の初日から起算して 4カ月以内	支給対象月の末日の翌日から起 算して2年を経過する日

* ①当該子について2回目の出生時育児休業をした場合にあっては当該休業を終了した日、②当該子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに当該休業を開始した日から当該休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が28日に達した場合にあっては当該達した日

申請期限内に支給申請が行われない場合は、通常より各給付金の支給が遅くなったり、上記の雇用保険の他の給付金が返還になる場合もありますので、申請期限内に支給申請を行っていただくようお願いします。
不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にお尋ねください。